

阪神港 堺泉北区

(堺泉北港)

大津南航路・大津南泊地
航行安全対策マニュアル

平成25年 2 月

大津南船舶安全協議会

目 次

はじめに	3
1. 遵守事項	3
(1) 入・出港する船舶の遵守事項	
2. 運航調整	4
(1) 調整について	
(2) 船舶の安全確保について	
3. 大津南船舶安全協議会フロー	7
4. その他	7
(1) 公共岸壁等の許可条件等	
(2) 着・離岸に係る安全対策	
(3) 国際航海船舶の着・離岸時刻の変更連絡	
(4) 係留する際の注意	
5. 参考	9
(1) 大阪湾における海上交通ルール	
(2) 阪神港堺泉北区における港則法に定める主なルール	
(3) パイロットの要請	

はじめに

平成17年度の堺泉北港港湾計画改訂に基づき、阪神港堺泉北区の汐見沖地区東側護岸が平成25年4月18日に夕凧第1号岸壁として供用が開始され、今後同護岸延長部が順次、岸壁として供用されることとなります。

汐見沖地区埠頭を利用する船舶の回頭水域が隣接岸壁（大津南所在岸壁等）利用船舶の通航路を閉塞することから、平成17年度に堺泉北港及び阪南港港湾計画改訂航行安全対策調査委員会において航行安全対策が示されました。

これにより、港湾管理者、運航者、代理店等からなる運航調整協議会を設立して、安全対策をマニュアル化して遵守することになっております。このため「大津南船舶安全協議会」（以下、協議会という。）を設置し、運航調整等の安全対策を効率的に実施することを目的とします。

1. 遵守事項

大津南航路を利用する船舶の競合を防止するため、利用船舶は、以下の事項を遵守すること。

(1) 入・出港する船舶の遵守事項

大津南航路を航行する船舶は、港則法その他関係法規及び当マニュアルの記載事項を遵守し、航行安全に努めなければならない。

① 当マニュアルを船橋に備えつけ記載事項を守ること。

② 海図の整備

阪神港堺泉北区（堺泉北港）の最新の海図を備え付けること。

③ 連絡手段の確保

・ 国際VHFを有する船舶

国際VHF（16ch）を常時聴守し、呼び出しがあれば必ず応答すること。

【呼出先】

呼出名称	呼出 応答	通 信 () を優先使用	備 考
さかいポートラジオ	16ch	11ch, 12ch, 18ch, 19ch, 20ch, (19, 20ch)	港湾管理者あての 港務通信

・ 国際VHFを有しない船舶

電話（船舶電話含む）による情報提供、収集を行うこと。

【通報先】（※下記によって通報先が異なりますので注意すること。）

※平日（土曜・日曜・祝祭日、12月29日～1月3日を除く。） 9時～17時45分	※左記を除く日時
大阪府港湾局 経営振興課 施設運営グループ	さかいポートラジオ
電話： 0725-21-7217	電話： 06-6615-7071
ファクシミリ： 0725-21-7265	ファクシミリ： 06-6615-7074

④ 通報時間帯及び情報の内容

国際VHF及び電話により、船名、連絡手段の他、次の内容を通報する。
(通報内容及び情報)

	通報する時間帯	船舶から通報する 情報	ポータラジオから提供する 情報
入港時	航路入航20分前まで	航路入航予定時刻	入港スケジュール
	航路入航連絡以降に、変更が生じた場合	航路入航連絡以降に、変更が生じた場合の航路入航予定時刻	調整後の他船行き会い情報
出港時	離岸前(シングルアップ時)	離岸予定時間	調整後の他船行き会い情報
	離岸前の連絡以降に変更が生じた場合	変更後の離岸予定時間	調整後の他船行き会い情報
その他	友ヶ島/明石海峡通過時	投錨(アンカー) 予定時間	
	錨泊投錨(アンカー) 後	投錨時間/ポジション	入港スケジュール
	揚錨(アンカーアップ) 時	錨地スタート時間	他船行き会い情報

2. 運航調整

(1) 調整について

夕凧岸壁前面において回頭している船舶と大津南航路を航行する船舶との行き会い等を防止するため、次の調整を行うこと。

① 協議会構成員

協議会の構成員は、利用船舶の運航調整を確実に実施するため、前日までに次の船舶の入出港に係る予定時刻の情報を入手するとともに、協議会事務局へ通報し、競合防止の調整を受け、利用船舶へ通報すること。

なお、船舶の着・離岸等に変更が生じた場合は、協議会事務局又は、さかいポータラジオへ速報する。

船舶の入・出港に係る予定時刻

(通報内容：必要項目のみ)

①代理店名[担当者名]	②船名、コールサイン、総トン数	③バース名	④連絡手段
入港時の予定情報	出港時の予定情報		
⑤港外到着時間	⑤離岸又は抜錨時間		
⑥着岸又は投錨時間、錨地(錨泊時)	⑥水先人の有無		
⑦離岸又は揚錨時間(錨泊時)	⑦タグの隻数		
⑧水先人の有無	⑧次港		
⑨タグの隻数			
⑩着舷			
⑪前港			

【通報先】（※下記によって通報先が異なりますので注意すること。）

※平日（土曜・日曜・祝祭日、12月29日～1月3日を除く。） 9時～17時45分	※左記を除く日時
大阪府港湾局 経営振興課 施設運営グループ	さかいポートラジオ
電話：0725-21-7217	電話：06-6615-7071
ファクシミリ：0725-21-7265	ファクシミリ：06-6615-7074

② **協議会事務局**

協議会事務局は、次のルールに基づき運航時間の調整を行い、前日15：00までにさかいポートラジオに調整結果を提供する。

また、構成員から通報のあった時刻に変更が生じた場合には、当該構成員に連絡し、調整するものとする。

（調整が必要な場合）

原則として、

- 隣接岸壁の入港船と出港船、及び夕凧岸壁着離岸船と通航船が夕凧岸壁前面海域で競合する場合。

⇒離岸後、着岸前それぞれ30分間空け、船舶の競合を防ぐものとする。

- 隣接する岸壁の着・離岸船が競合する場合。

ただし、次のような場合は、上記原則によらない場合もある。

- (a) 緊急時の止むを得ない事情がある場合

③ **さかいポートラジオ**

「さかいポートラジオ」への情報提供、及び「さかいポートラジオ」からの情報収集の徹底

さかいポートラジオは、前日15：00までに協議会事務局が運航調整した情報を基に、通信のあった入・出港船舶等に対して、情報を提供することによって注意喚起を行い、安全な入・出港を支援し、以下の通信を徹底すること。

○大津南航路への船舶**入航情報**の通信等

- ・ 大津南航路に入航する船舶は、国際VHF又は電話により航路入航時刻の20分前までにさかいポートラジオへ通信する。
- ・ それを受けて、さかいポートラジオは、他船の予定時刻との整合を確認し、大津南航路及び大津南泊地の通航船舶の情報を提供する。
- ・ また、さかいポートラジオは、予定時刻が他船と競合する場合において、協議会事務局へ通報するとともに、同事務局で運航調整した結果を必要に応じて、関係船舶に情報提供及び運航時刻の調整を要請する。
- ・ 協議会事務局は、運航調整により予定時刻に変更が生じた場合には、関係先等に周知する。

○大津南航路からの船舶**出航情報**の通信等

- ・ 大津南航路を出航する船舶が、国際VHF又は電話により出航時刻を離岸

時までにはさかいポートラジオ側へ通信する。

- ・ その通信を受けて、さかいポートラジオは、運航調整した情報により整合を確認し、大津南航路に入航時間が接近している船舶に大津南航路沖合部（泉北大津1号－2号ブイ）の通過予定時刻を情報提供する。
- ・ また、さかいポートラジオは、予定時刻が他船と競合する場合において、協議会事務局へ通報するとともに、同事務局で運航調整した結果を必要に応じて、関係船舶に情報提供及び運航時刻の調整を要請する。
- ・ 協議会事務局は、運航調整により予定時刻に変更が生じた場合には、関係先等に周知する。

（２）船舶の安全確保について

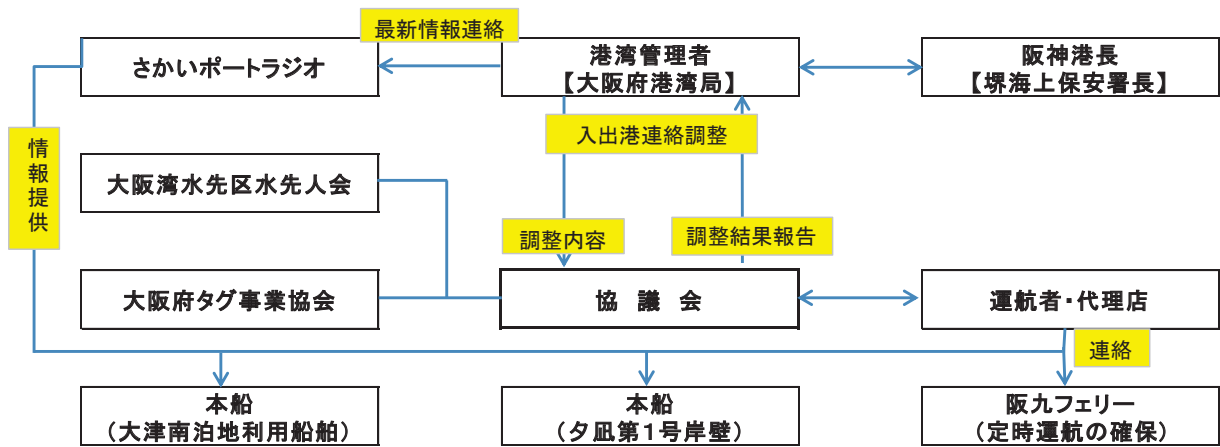
大津南航路の利用船舶の船長は、事前に国際VHF又は電話によりさかいポートラジオ、代理店等を通じて通航船の動向を把握するとともに、夕凧岸壁前面海域における船舶同士の競合及び隣接岸壁における競合を防止しなければならない。

○大津南航路を航行する際の注意

- ① 大津南航路入航前又は離岸前に、さかいポートラジオ、代理店等を通じて同時間帯の他の船舶の航行状況の把握に努めること。また自船が航行する時間帯の調整の設定の有無を確認すること。
- ② 当該区域を航行中は、行き会い船の有無を、目視等及び必要に応じてさかいポートラジオを国際VHF又は電話で呼び出して確認すること。
- ③ 自船と行き会う可能性がある船舶に対しては、国際VHF等で互いに連絡を取り合い、相手船の動向について直接確認すること。
- ④ 夕凧岸壁に着岸する場合において、付近のバースで着・離岸する他船が認められる時は、（さかいポートラジオを通じて他船の動向を把握すると同時に）通航船の航行に支障が生じないように、大津南航路入航前より速力調整を行わなければならない。
- ⑤ 夕凧岸壁を離岸する場合において、付近のバースで着・離岸する他船が認められる時は、通航船が着岸するまで、又は離岸した通航船が大津南航路を通過し、航路外へ達するまで離岸してはならない。
また、原則当日の離岸予定時刻の前倒し変更はできない。
やむを得ない場合、協議会事務局は、さかいポートラジオにその旨を情報提供し、さかいポートラジオから大津南航路内等で他船と競合しない通報があった場合に限り認めるものとする。
- ⑥ 旅客を扱うフェリー等の定時運航に支障をきたさないよう配慮すること。
- ⑦ さかいポートラジオから要請等があった場合は、その要請に従うこと。

3. 大津南船舶安全協議会フロー

大津南船舶安全協議会フロー図



4. その他

(1) 夜間公共岸壁等の許可条件等

夜間入港に伴う安全対策（平成17年11月30日付、港第516号通知により）

- ① 夜間（日没から日出までの間）の入港対象岸壁及び入港時間の取り扱いについては、バースの夜間照明設備が整備されていれば、入港は原則21時00分まで、出港は24時間可能。
- ② 原則として風速（平均風速）15m/s 以上、視界 1 海里未満の場合には、夜間入港しないこと。
- ③ 使用する係留施設等において、操船上必要な照度を有すること。
- ④ 港則法に規定されている危険物を積載した船舶は、原則として夜間入港しないこと。
- ⑤ 総トン数1,000トン以上の日本船舶、総トン数500トン 以上の外国船舶については、水先人を乗船させること。ただし、当該船舶の船長が直近 1 年間に 2 回以上の入港の経験がある場合、又は、ひき船 を使用する場合はこの限りではない。

(2) 着離岸に係る安全対策

- ① 気象・海象が操船に不適切な場合は、着岸を見合わせるものとする。着岸基準は、以下の値を目安とする。

風速（平均風速）	15m/sec以下
波高（有義波高）	1.0m以下
視界	1,000m以上

(注) 上記風速の目安は、公共埠頭であるため、包括的な対象船舶を基としてその上限を示したものであり、個々の船型については、個々に判断される。

- ② 原則として、平均風速10m/sec、岸壁前面波高1.0m以上の場合は、荷役作業を見合わせるものとする。
- ③ 着岸時における接岸速度については、10cm/sec以下となるように努めること。

(3) 国際航海船舶の着・離岸時刻の変更連絡

国際埠頭施設の保安措置として、本船着岸時に合わせて警備員を配備しているが、その手配は、府港湾局EDI情報に基づき行っている。

本船の着・離岸時刻に**変更**が生じたら、本マニュアル3、5ページの【通報先】に加え、速やかに下記【連絡先】への連絡をお願いします。

【連絡先】

※1開庁時	大阪府港湾局 経営振興課 施設運営グループ	電話：0725-21-7217
※2閉庁時	大阪府港湾局 危機管理センター	電話：0725-21-7246

※1開庁：平日（土曜・日曜・祝祭日、12月29日～1月3日を除く9時～17時45分）

※2閉庁：開庁日時を除く日時

※汐見第2～5号岸壁は、24時間警備員が常駐しているので連絡は不要。

(4) 係留する際の注意

- ① 着岸に際しては、指定した位置（昼間：N旗 夜間：青色点滅灯）に船橋が相対するように、立会人の指示に従って着岸させること。
- ② 投錨する場合は、他船の入出港の妨げにならないよう投錨すること。
- ③ 港湾施設を損傷させるような着・離岸操船をしないこと。なお、損傷させた場合は原状に復し、又は損害を賠償することとなる。
- ④ その他、必要な操船援助のための船舶（ひき船、綱取ボート、警戒船等）を要請すること。

5. 参考

(1) 大阪湾における海上交通ルール

① 明石海峡～阪神港堺泉北区の航法

明石海峡方面と阪神港堺泉北区（浜寺航路以南を除く。）、尼崎西宮芦屋区又は神戸区（神戸西航路以西を除く。）方面との間を東航又は西航しようとするときは、神戸沖第一号灯浮標（北緯34度35分26秒、東経135度11分12秒）及び神戸沖第二号灯浮標（北緯34度35分39秒、東経135度14分20秒）を左舷に見て航行すること。

② 由良瀬戸付近の航法

a. 由良瀬戸での右側通行

由良瀬戸を通過しようとする船舶は、北緯34度15.9分の線と、北緯34度17.9分の線との間においては、東経134度58.8分の線から150m以上離れた右側を航行すること。

b. 由良瀬戸の北方海域での航行経路

由良瀬戸を経て大阪湾を北航しようとする船舶、及び大阪湾を南航して由良瀬戸に向かおうとする船舶は、洲本沖灯浮標（北緯34度21.3分、東経135度00.5分概位）を左舷側に見て航行すること。



(2) 阪神港堺泉北区における港則法に定める主なルール

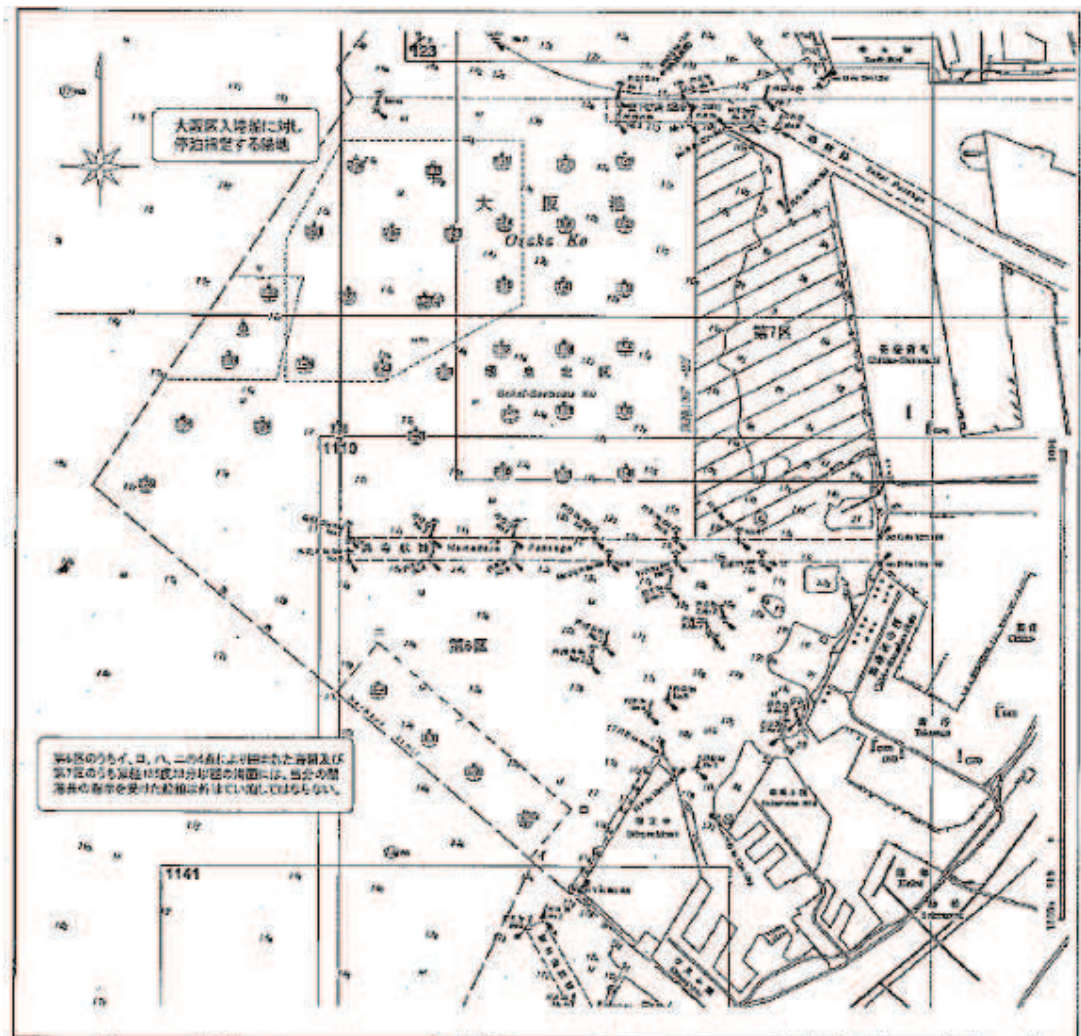
—港則法に定める主なルール—

港則法は、海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

① 錨地の指定（港則法第5条）

堺泉北区内に停泊しようとする総トン数500トン以上の船舶は、係船浮標、さん橋、岸壁その他船舶が、係留する施設に係留する場合の外、港長から錨泊すべき場所の指定を受けなければならない。

阪神港堺泉北区の指定錨地位置図



② 移動の制限（港則法第7条）

雑種船以外の船舶は、港長の許可を受けた後でなければ、指定された錨地から移動してはならない。

③航路及び航法

●航路（港則法第12条及び第13条）

- (a) 雑種船以外の船舶が阪神港堺泉北区に入出港する場合は、航路（堺航路、浜寺航路）を航行しなければならない。ただし、海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではない。
- (b) 船舶は航路内においては次の場合を除き投錨し、又は曳航している船舶を放してはならない。
 - ・海難を避けようとするとき
 - ・運転の自由を失ったとき
 - ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき
 - ・港長の許可を受けたとき

●航法（港則法第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条）

- (a) 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。
- (b) 船舶は航路内においては、並列して航行してはならない。
- (c) 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。
- (d) 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。
- (e) 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。
- (f) 港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（航走波により他船が舵をとられたり、船体、積荷に損傷を与えたり、係留索の切断等の危険を生じさせないように航行すること。）
- (g) 防波堤、埠頭その他工作物の突端又は停泊船舶を右舷に見て航行する時は、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。
- (h) 港内においては、雑種船は雑種船以外の船舶を、小型船（総トン数500トン未満）は雑種船及び小型船以外の船舶の進路を避けなければならない。大型船（総トン数500トンを超える船舶）は、国際信号旗数字旗「1」を掲揚しなければならない。

阪神港堺泉北区（堺泉北港）大津南航路の状況



(3) パイロットの要請

- ① 大阪湾は「強制水先区」の水域に設定されており、総トン数1万トン以上の船舶は、パイロットの乗船が義務付けられている。
必要時には、大阪湾水先区水先人会に要請すること。
- ② パイロットステーション付近では、パイロットの乗下船のため大型船が減速することがあるので十分注意し航行すること。

大阪湾水先区水先人会 要請先

- 事務所の窓口による受付：〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-5
- 電話による受付：078-321-2200
- ファクシミリによる受付：078-321-5301
- 電子メールによる受付：operation@osakawanpilot.jp
- Webサイトによる受付：Http://www2.osakawanpilot.jp/agent/
(申し込みは24時間受け付けます。)

○水先人の乗船場所（緯度・経度は世界測地系による）

阪神港堺泉北区

(1) 友ヶ島沖

友ヶ島灯台の南方（180度方向）7.0海里付近（概位北緯34度10分、東経135度00分）

(2) 和田岬沖（内海水先人との引継場所）

神戸灯台から202度方向4.0海里付近

(3) 湾内各港

各港の境界付近。但し、岸壁等係留場所においても乗船する。

○要請船として必要な注意事項

荒天のため通常の乗船位置では水先人が乗船できない時は、乗船しやすい適当な位置まで進航するよう国際VHFで連絡することがあるので注意すること。